

# 開 発 許 可 申 請 の チ ェ ッ ク リ ス ト

申請前に次の項目についてチェックをお願いします。

- 提出部数は3部です。(内訳は、正本1部、副本2部、なお、副本には申請者用、市用の別を記入して下さい。)
- 市長の経由が必要です。(3部とも)
- 手数料 (申請には県手数料条例による手数料(県収入証紙)が必要です。)
- 添付順序 (図書の添付順序は表中の添付順序に合わせて下さい。)
- 赤線枠取 (各図には申請の開発区域の境界は赤線で表示して下さい。)
- 図面名称 (各図の名称は表中の「図面の名称」欄記載と同一にして下さい。)
- 記名押印 (図面(一部の書類を含む)には図枠、設計者の記名と押印をして下さい。)
- 市街化調整区域 (表に示した他に図書等の添付が必要になる場合もありますので、担当者に確認して下さい。)
- 他法令 (申請内容は宅地建物取引業法、建設業法等他法令等に抵触しないようにして下さい。)
- 開発登録簿用図面 (許可書交付時には、図面番号33, 34, 35, 38, 41をA4サイズに折り、1部提出して下さい。)
- 証明書・謄本 (許可申請日より3ヶ月以内のもの(正本には原本提出))

(書類の部)

添付 順序	書類の名称	自己の		その他 (自己用外)
		居住の用	業務の用	
1	開発行為許可申請書 別記様式第二又は二の二(法規則第16条)			
2	設計説明書 第1号様式(県細則第3条)	不要		
3	設計概要書 第4号様式(県細則第6条)		不要	不要
4	土地利用面積表 (設計説明書、設計概要書に記入した内容より詳細なものがない場合は <b>不要</b> )			
5	従前の公共施設の一覧表 第1号様式付表1 (県細則第3条) (注1)	不要		
6	新設する公共施設の一覧表 第1号様式付表2 (同上) (注1)	不要		
7	付替に係る公共施設の一覧表 第1号様式付表3 (同上) (注1)	不要		
8	申請理由書			不要
9	申請者の住民票 (※右欄で不要になっても下記21で必要となる場合があります)		不要	不要
10	法人の登記簿謄本(個人の場合は履歴書) (※その他(自己用外)は下記21で必要となります)	不要		不要
11	公共施設の同意・協議書 (法第32条) (注2)			
12	開発区域内権利者一覧表 第2号様式付表(県細則第4条)			
13	開発行為の施行等の同意書 第2号様式(同上) (注3)			
14	印鑑証明書			
15	開発区域の土地等の登記事項証明書(登記簿謄本)			
16	資金計画書			
	その1(16-1) 別記様式第三(法規則第16条)	不要	△	
	その2(16-2) (同上)	不要	△	
17	申請者の資力及び信用に関する申告書 第5号様式(県規則第6条、16条の2)	不要	△	
18	宅地建物取引業(宅建業)免許証の写し	不要	△	
19	納税証明書			
	法人税(個人の場合は所得税)(19-1) … 国 税…	不要	△	
	事業税(個人の場合は個人事業税)(19-2) … 県 税…	不要	△	
20	金融機関発行の申請者の残高証明書(20-1)又は融資証明書(20-2)	不要	△	
21	法人の登記簿謄本(個人の場合は履歴書(21-1)及び住民票(21-2))	不要	△	
22	財務諸表(決算報告書)	不要	△	
23	工事施行者の能力に関する申告書 第6号様式(県細則第6条) (注4)	不要	△	
24	建設業許可証等の写し(原則、「土木工事業」の建設業許可必要)	不要	△	
25	納税証明書			
	法人税(個人の場合は所得税)(19-1) … 国 税…	不要	△	
	事業税(個人の場合は個人事業税)(19-2) … 県 税…	不要	△	
26	法人の登記事項証明(会社謄本)(個人の場合は履歴書(26-1)及び住民票(26-2))	不要	△	
27	事業経歴書(最近3~4年間程度の工事履歴書)	不要	△	
28	設計者の設計資格に関する申告書 第3号様式(県細則第5条) (注5)			
29	設計士免許証の写し等 (注5)			
30	委任状			
31	道路・水路等管理者の境界証明書等			
32	給水協議書	不要		

△印は開発面積が1ha以上の場合必要になります。

## (図面の部)

添付 順序	図面の名称	自己の		その他 (自己用外)
		居住の用	業務の用	
33	開発区域位置図 縮尺：1/50,000以上1/10,000以下(都市計画図や道路地図等)			
34	開発区域区域図 縮尺：1/2,500程度(明細地図等)			
35	公図の写し(登記所発行(3ヶ月以内)のもの、転写では転写場所・日時・転写者を記入)			
36	現況図(必ず地盤高、隣地利用状況を記入して下さい。)			
37	実測図に基づく公共施設の新旧対照図(公共施設がない場合は不要です。)(注6)			
38	土地利用計画図(造成行為がない場合は、その旨を記入して下さい。)(注7)			
39	造成計画平面図(造成行為がない場合は不要です。)(注8)			
40	造成計画断面図(同上)(注8)			
41	求積図・求積表(宅地、区域内道路、後退道路、緑地等)			
42	道路断面図(道路の拡幅・隅切り部がある場合を含みます。又、区域内に道路関係がない場合は原則不要です。)			
43	排水施設計画平面図(なるべく38図へ併記し、その場合は図面名称を追加記入して下さい。)			
44	排水施設断面図			
45	排水計算書			
	雨水(公共団体に移管されない道路等の部分については、原則、必要です。) 雑排水汚水(公共下水道接続の場合は不要です。)			
46	給水施設計画平面図(なるべく38図へ併記し、その場合は図面名称を追加記入して下さい。)	不要		
47	消防水利図(なるべく34図へ併記し、その場合は図面名称を追加記入して下さい。区域外を含む)	不要		
48	がけの断面図(「がけ」がない場合には不要です。)			
49	擁壁の断面図(開発区域内は建築基準法の擁壁の確認申請が不要になりました。)(注9)			
50	擁壁の構造計算書(タイプ毎にインデックス等で明確化して下さい。)			
51	地盤の調査書(注10)			
52	予定建築物の計画図(専用住宅(戸建て住宅)は原則不要、分家住宅及び取用対象住宅等では必要です。)			
53	地盤改良計画に関する図書			
54	防災計画書(注11)			
55	施工計画書(注11)			
56	構造図(ごみ置き場、CB擁壁、雨水浸透施設、汚水排水施設等)			
57	その他(必要と認められる場合は、担当者と調整して下さい。)			

## (書類の部)

- 注1 公共下水道の施設で、市が管理する宅地内の最終の排水樹(公共樹)及び取付管は「公共施設」となります。又、記入に当たっては書類の11、図面の37との整合に留意して下さい。
- 注2 開発行為に関係がある公共施設(県道、位置指定道路等)も都市計画法第32条の同意・協議書の添付が必要です。
- 注3 開発区域内の土地だけでなく、既存建築物も施行同意の対象です。又、申請者が所有権者等関係権利者の場合も添付して下さい。(目的は関係権利者本人の了解確認のためであり、申請書の申請印が印鑑証明書を添付した実印の場合は不要です。)同意者の住所や氏名が権利を登記している登記事項の表示と違いがある場合は、同意者が登記の権利者と同一人であることの裏付け資料(住居表示証明書、住民票、戸籍謄本等)の添付が必要になります。
- 注4 申請者及び工事施行者が法人でその代表権を持っていない人(支店長等)のときは、原則、代表権者からの委任状の添付が必要です。(支配人の登記をしているときは不要です。)
- 注5 開発区域が1ha未満の場合(設計資格は法律どおり問いません)も設計者を特定し、より確実な開発行為を行なうという意味で添付をお願いしています。

## (図面の部)

- 注6 記入に当たっては書類の5~7、11との整合に留意して下さい。
- 注7 予定建築物の用途、開発区域面積、建築敷地面積、専用通路の幅員、計画地盤高、擁壁の位置・構造・地上高(複数の数値がある場合は最低高さと最高高さ(記載例 RC H〇. 〇〇~〇. 〇〇等))等を記入して下さい。
- 注8 「造成行為」は開発行為の定義の「形」の変更の範囲に限定せず、全てのものを表示して下さい。
- 注9 開発許可申請区域内では、建築基準法の改正(法第88条第4項 H18.9.30施行)により、擁壁の地上高が2mを超える場合、工作物確認申請が不要です。
- 注10 設計地耐力が100kN/m<sup>2</sup>を超える場合は、原則、申請の前に調査を行い、申請書への調査書の添付が必要です。
- 注11 54、55は一定規模以上の造成工事が伴う場合に必要で、添付の要否については担当者に確認して下さい。

**詳細については、担当者に問い合わせして下さい。**

(R3.2 厚土東 まちづくり・建築指導課)